

平成18年 6 月21日
午後 2 時00分開議
於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（32名）

1 番	佐 藤 博	2 番	武 田 正 樹
3 番	小坂井 実	4 番	佐 藤 高 清
5 番	立 松 新 治	6 番	山 本 芳 照
7 番	村 井 邦 彦	8 番	新 田 達 也
9 番	渡 邊 昶	10番	伊 藤 正 信
11番	栗 田 和 昌	12番	杉 浦 敏
13番	炭 竈 ふく代	14番	三 浦 義 美
15番	浅 井 葉 子	16番	中 山 金 一
17番	前 田 勝 幸	18番	安 井 光 子
19番	佐 藤 良 行	20番	高 橋 和 夫
21番	立 松 一 彦	22番	水 野 博
23番	高 橋 清 春	24番	木 下 道 郎
25番	宇佐美 肇	26番	久 保 文 哉
27番	黒 宮 喜四美	28番	四 方 利 男
29番	大 原 功	30番	村 上 末 松
31番	原 沢 久 志	32番	三 宮 十五郎

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

11番	栗 田 和 昌	12番	杉 浦 敏
-----	---------	-----	-------

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（31名）

市 長	川 瀬 輝 夫	助 役	加 藤 恒 夫
教 育 長	池 田 俊 弘	総 務 部 長	横 井 昌 明
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	北 岡 勤	開 発 部 長	服 部 輝 男
教 育 部 長	平 野 雄 二	十 四 山 支 所 長	平 野 瞳
十 四 山 ス ポ ー ツ セ ン タ ー 館 長	平 野 茂 雄	監 査 委 員 長	村 上 勝 美
総 務 部 次 長 兼 税 務 課 長	佐 藤 忠	開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	早 川 誠
十 四 山 総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長	大 木 博 雄	総 務 課 長	佐 藤 勝 義

企画情報課長	村瀬美樹	管財課長	渡辺安彦
防災安全課長	服部正治	会計課長	青木麗子
市民課長	加藤芳二	保険年金課長	佐野隆
環境課長	久野一美	健康推進課長	鯖戸善弘
福祉課長	横井貞夫	介護高齢課長	佐野隆
児童課長	山田英夫	商工労政課長	若山孝司
土木課長	橋村正則	都市計画課長	三輪眞士
下水道課長	伊藤敏之	教育課長	前野幸代
社会教育課長	高橋忠		

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	下里博昭	書記	柴田寿文
書記	飯田宏基		

6．議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	同意議案第3号	公平委員会委員の選任の件
日程第3	同意議案第4号	公平委員会委員の選任の件
日程第4	同意議案第5号	公平委員会委員の選任の件
日程第5	議案第32号	弥富市福祉授産所の指定管理者の指定の件
日程第6	議案第33号	弥富市十四山福祉授産所の指定管理者の指定の件
日程第7	議案第34号	弥富市デイサービスセンターの指定管理者の指定の件
日程第8	議案第35号	弥富市南デイサービスセンターの指定管理者の指定の件
日程第9	議案第36号	弥富市高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定の件
日程第10	議案第37号	弥富市十四山高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定の件
日程第11	条例議案第69号	弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正の件
日程第12	条例議案第70号	弥富市税条例の一部改正の件
日程第13	条例議案第71号	弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件
日程第14	条例議案第72号	弥富市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件
日程第15	条例議案第73号	弥富市国民健康保険税条例の一部改正の件
日程第16	条例議案第74号	弥富市乳幼児等医療費支給条例等の一部改正の件
日程第17	議案第39号	平成18年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件
日程第18	議案第40号	平成18年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件

日程第19	議	案第41号	平成18年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算の件
日程第20	議	案第42号	平成18年度弥富市一般会計補正予算（第3号）の件
日程第21	議	案第43号	工事請負契約の締結の件
日程第22	請	願第1号	小泉首相に靖国参拝の中止を求める意見書提出についての請願の件
日程第23	議	案第44号	出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出の件
日程第24			閉会中の継続審査の件

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3 時 17 分 開議

- 議長（大原 功君） ただいまより平成18年第 2 回弥富市議会定例会継続議会を開議いたします。

これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議長（大原 功君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。
会議規則第81条の規定により、栗田和昌議員と杉浦敏議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 同意議案第 3 号 公平委員会委員の選任の件

日程第 3 同意議案第 4 号 公平委員会委員の選任の件

日程第 4 同意議案第 5 号 公平委員会委員の選任の件

- 議長（大原 功君） この際、日程第 2、同意議案第 3 号から日程第 4、同意議案第 5 号まで、以上 3 件を一括議題といたします。

川瀬輝夫市長に提案理由の説明を求めます。

- 市長（川瀬輝夫君） 御審議いただきます議案は同意議案 3 件でございます。

概要につきまして説明申し上げます。

同意議案第 3 号公平委員会委員の選任につきましては、弥富市西中地町五右60番地27、中島紳氏を選任したいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意議案第 4 号公平委員会委員の選任につきましては、弥富市鰯浦町下与太35番地、宇佐美章氏を選任したいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意議案第 5 号公平委員会委員の選任につきましては、弥富市下押萩一丁目11番地、加藤定男氏を選任したいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。よろしく審議賜りますよう心からお願いいたします。

- 議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大原 功君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 討論なしと認め、採決に入ります。

同意議案第3号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、同意議案第3号は同意することに決定をいたしました。

次に、同意議案第4号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、同意議案第4号は同意することに決定をいたしました。

次に、同意議案第5号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、同意議案第5号は同意することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議 案第32号 弥富市福祉授産所の指定管理者の指定の件

日程第6 議 案第33号 弥富市十四山福祉授産所の指定管理者の指定の件

日程第7 議 案第34号 弥富市デイサービスセンターの指定管理者の指定の件

日程第8 議 案第35号 弥富市南デイサービスセンターの指定管理者の指定の件

日程第9 議 案第36号 弥富市高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定の件

日程第10 議 案第37号 弥富市十四山高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定の件

日程第11 条例議案第69号 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正の件

日程第12 条例議案第70号 弥富市税条例の一部改正の件

日程第13 条例議案第71号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件

日程第14 条例議案第72号 弥富市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件

日程第15 条例議案第73号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正の件

日程第16 条例議案第74号 弥富市乳幼児等医療費支給条例等の一部改正の件

日程第17 議 案第39号 平成18年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件

日程第18 議 案第40号 平成18年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件

日程第19 議 案第41号 平成18年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算の件

日程第20 議 案第42号 平成18年度弥富市一般会計補正予算（第3号）の件

- 議長（大原 功君） この際、日程第 5、議案第32号から日程第20、議案第42号まで、以上16件を一括議題といたします。

本案16件に対して審査経過の報告を、まず総務常任委員長。

- 総務常任委員長（三浦義美君） 総務委員会に付託されました案件は、条例議案第69号弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について外 4 件であります。本委員会は去る 6 月19日に開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

条例議案第69号弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、条例議案第70号弥富市税条例の一部改正について、条例議案第71号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、条例議案第72号弥富市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について一括審査しました。そのうち条例議案第70号弥富市税条例の一部改正の質疑がありました。また、弥富市税条例の一部改正の反対討論がありましたが、条例議案第69号、条例議案第70号、条例議案第71号、条例議案第72号の 4 件を一括採決しましたところ、賛成多数で原案を了承しました。

次に、議案第42号平成18年度弥富市一般会計補正予算（第 3 号）は、全会一致で原案を了承しました。

- 議長（大原 功君） 次に、建設経済常任委員長。
- 建設経済常任委員長（佐藤良行君） 建設経済常任委員会に付託されました案件は、議案第41号平成18年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算の件、議案第42号平成18年度弥富市一般会計補正予算（第 3 号）の件であります。

本委員会は去る 6 月20日に開催し、議会側より委員 8 名全員と副議長、委員外 1 名、市側より市長、助役及び関係部課長出席のもとに審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず、議案第41号平成18年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算については、全会一致で原案を了承いたしました。

次に、議案第42号平成18年度弥富市一般会計補正予算（第 3 号）についても、全会一致で原案を了承しましたことを御報告申し上げます。以上です。

- 議長（大原 功君） 次に、厚生常任委員長。
- 厚生常任委員長（高橋和夫君） 御報告をいたします。

厚生常任委員会に付託されました案件は、議案第32号弥富市福祉授産所の指定管理者の指定の件初め10件と議案第42号平成18年度弥富市一般会計補正予算（第 3 号）の件の合計11件であります。

本委員会は、去る 6 月15日と19日に市長、助役、関係部課長出席のもとに開催し、審査を

行いましたので、その審査の結果を御報告申し上げます。

まず、15日に審査した案件は、議案第32号弥富市福祉授産所の指定管理者の指定の件、議案第33号弥富市十四山福祉授産所の指定管理者の指定の件、議案第34号弥富市デイサービスセンターの指定管理者の指定の件、議案第35号弥富市南デイサービスセンターの指定管理者の指定の件、議案第36号弥富市高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定の件、議案第37号弥富市十四山高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定の件及び条例議案第73号弥富市国民健康保険税条例の一部改正の件、条例議案第74号弥富市乳幼児等医療費支給条例等の一部改正の件、議案第39号平成18年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件、議案第40号平成18年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件の10件で、一括審議をし、一括採決をした結果、賛成多数で原案を了承しました。

また、19日に審査した案件は、議案第42号平成18年度弥富市一般会計補正予算（第3号）についてであります。採決した結果、全会一致で原案を了承しましたことを御報告いたします。以上です。

○議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

杉浦敏議員。

○12番（杉浦 敏君） 弥富市国民健康保険税条例一部改正につきまして反対討論いたします。

今度の改正は、年金受給者の公的年金控除が税法の変更によりまして削減されることに伴います激変緩和措置がその主な内容であります。ここにありますように、初年度が13万、それから翌年度が7万ということですが、結果的にこの激変緩和措置が済んだ後には年金受給者の国民健康保険税の所得割が非常に大きくなってしまいうということで、住民の負担増に對しまして強く反対をいたしますので、この改正につきましては反対をいたします。

○議長（大原 功君） 次に、原沢久志議員。

○31番（原沢久志君） 私は、議案第32号弥富市福祉授産所の指定管理者の指定についてから議案第37号弥富市十四山高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定についての6議案につきまして、施設の指定管理者の指定についてでありますので、一括して賛成討論を行います。

地方自治法第244条が改正され、公の施設、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために、地方自治体が設置・管理運営する施設の管理運営に指定管理者制度が2003年6月導入されまして、9月2日施行となっております。この地方自治法改正で、地方

自治体が直営で管理、また地方自治体が出資する財団法人や社会福祉法人等に管理委託している公の施設を、民間営利会社を含む指定管理者（自治体が指定する）に管理をさせることができるとなりました。政府財界の官から民への路線に基づいて、公の施設を全面的に民間市場に開放し、企業参入を可能にしたものです。しかも、現在法人等に管理委託している公の施設については、法施行から3年以内、この2006年の9月1日までにという期限を設け、直営とするのか、指定管理者の管理に移行することが義務づけられました。このため、弥富市でも本年の3月議会・4月議会において指定管理者制度に移行するための条例が提案されました。この条例の提案に対し、日本共産党弥富市市議会議員団は反対の態度をとりました。この時点では、将来的には施設の管理に関して営利企業の参入もあり得るとの町側の答弁でしたし、委託先が明らかにされないこともあり、市場原理が持ち込まれる懸念がありましたし、民間参入への制度的な受け皿づくりに道を開くものであることを指摘し、反対しました。

今回の指定管理者の指定についての提案は、それぞれの施設の管理を現在委託している社会福祉法人と社団法人に引き続き公の施設の管理を行わせるものであり、平成18年7月1日から平成23年3月31日まで指定する内容となっております。条例制定時に心配した営利企業の参入はなく、懸念が払拭できましたので、賛成をいたします。福祉施設は福祉施設にふさわしい指定管理者を指定されるよう、今後ともこの立場を堅持されるよう要望し、賛成討論とします。

○議長（大原 功君） 次に、安井光子議員。

○18番（安井光子君） 条例議案第70号弥富市税条例の一部改正について反対討論を行います。

この条例の改正には定率減税の廃止が盛り込まれています。定率減税は、所得や家族構成などをもとに計算した税額から、所得税は20%、住民税は15%を控除するものです。これが廃止されますと、一般納税者の場合、所得税で25%、住民税で約17.6%の増税になります。弥富市民の負担増は、本年度の半減で1億500万円、来年度の廃止で同じく約1億500万円、合わせて2億1,000万円の増税です。約1万9,000人の市民がその対象となるそうです。政府は定率減税を廃止する理由として、一つ、不況対策の臨時措置だった。二つ目、定率減税の導入された99年に比べて景気がよくなっていると言っています。しかし、庶民の生活はよくなったでしょうか。雇用者報酬や民間給与総額は定率減税導入後も減り続けています。相次ぐ増税や社会保障の改悪で市民の暮らしは一層厳しく、耐えがたいものになっています。一方で、大企業や大金持ちの経常利益は増大し、バブル期を上回って史上最高になっています。しかし、法人税率などは引き下げたまま、大企業、大金持ちへの優遇措置は温存されたままです。定率減税の廃止について、国が決めたこととはいえ、到底承服できるものではありません。市民に犠牲を強いる定率減税の廃止を含むこの税条例の改正に反対いた

します。

一つ要望を申し上げますが、ここに平成18年度地方税制等改正案について、平成19年度の町民税・県民税の算出方法の変更事項という資料がございます。これは県から各市町村に出されている資料だそうでございますが、弥富市の場合、私どももそうですが、税の問題、今回の改正については、大変複雑でわかりにくい面がございます。町民税・県民税の算出方法の変更事項が、これではわかりやすく一覧表として出されています。当市でも、市民や議員が税改正の中身をきちんと理解して対応ができるように、このような資料が県から出されているのであれば、ぜひ議員の皆さんに出していただきたいと思います。このことを要望いたしまして、私の反対討論を終わります。

○議長（大原 功君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第32号から条例議案第69号までの以上7件は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第32号から条例議案第69号までの7件は、原案どおり可決決定をいたしました。

次に、条例議案第70号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立27名〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認め、よって条例議案第70号は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、条例議案第71号・第72号の2件は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、条例議案第71号・第72号の2件は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、条例議案第73号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立27名〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、条例議案第73号は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、条例議案第74号から議案第42号まで、以上5件は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、条例議案第74号から議案第42号まで、以上5件は原案どおり可決決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第43号 工事請負契約の締結の件

- 議長（大原 功君） 日程第21、議案第43号を議題といたします。

川瀬輝夫市長に提案理由の説明を求めます。

- 市長（川瀬輝夫君） 御審議いただきます議案につきましては法定議決議案でございますが、この概要につきまして御説明申し上げます。

議案第43号工事請負契約の締結につきまして、弥富中学校校舎等の移転改築工事を施工するものでございます。契約金額でございますが、22億 1,550万円で工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び弥富市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

以上が議案の概要でございますが、詳細につきましては教育課長から説明させますので、よろしく御審議賜りますことをお願いいたします。

- 議長（大原 功君） 教育課長に議案の説明を求めます。
- 教育課長（前野幸代君） 〔説明〕
- 議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大原 功君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大原 功君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 請願第1号 小泉首相に靖国参拝の中止を求める意見書提出についての請願の件

- 議長（大原 功君） 日程第22、請願第1号を議題といたします。

紹介者の議員、三宮議員から請願の趣旨を求めます。

- 32番（三宮十五郎君） ただいまお手元に請願の議案、請願第1号が配付されております

ので、お目通しをいただきたいと思います。最初に請願の要旨について読み上げさせていただきます。

小泉首相に靖国参拝の中止を求める意見書提出についての請願書。

請願趣旨。

日本国憲法第20条は、信教の自由を規定し、「いかなる宗教団体も国から特権を受けてはならない」「国及びその機関は、いかなる宗教的活動もしてはならない」としております。そもそも1945年8月までのアジア諸国に対する日本の侵略戦争の遂行に大きくかわり、その精神的支柱となったのが靖国神社であることは、日本国民も国際社会も等しく認識しているところであります。1946年に公布された日本国憲法は、その侵略戦争の反省の上に過ちを二度と繰り返さないことを誓い、特に靖国神社に対する国家の加担を禁止して、第20条「信教の自由」を定めたものであります。したがって、その靖国神社に日本政府の首長である内閣総理大臣が参拝することは憲法違反であり、昨年9月の大阪高裁判決を初め数多くの判例が出されております。そればかりでなく、首相の靖国参拝は、日本の戦争責任に対する反省も、はたまた不戦の誓いも弊履のごとく捨ててしまうことになり、人倫と国際信義に反することはもとより、日本国民及び全世界の人々の平和への願いを致命的に傷つける結果を招きます。特に私たち宗教者は、「不殺生戒」「愛と平和のおきて」「世界一列は皆兄弟」を信条として人々を導く立場にありますゆえに、小泉首相の靖国参拝に対しては耐えがたい心の痛みと激しい憤りを感じないわけにはまいりません。つきましては、私たちの愛する祖国日本が平和への道を踏み外すことのなきよう、貴職及び貴議長の名において、小泉首相に靖国参拝を中止すべき旨の意見書を提出していただきますようお願い申し上げます。

請願事項。

小泉首相が靖国参拝を中止することを求めます。

貴議会において、小泉首相に前項趣旨の意見書提出を求めます。

小泉総理の任期はこの9月までということですが、ことしもまた8月15日、小泉総理が靖国神社を参拝するのではないかという懸念が国の内外で広がっております。ただいま請願趣旨の中でも申し上げましたように、そうした総理大臣としての特別なかわりを持つことについては、厳しく裁判によりまして憲法に違反をするということが判決で出されております。それと同時に、今こういう形で、特に日本と中国や韓国の諸関係が悪化することにつきましては、従来小泉総理に批判的な人たちだけではなく、経団連を初めとして、最近ではアメリカのハイド下院外交委員長の警告も出されまして、これ以上、日本と中国や韓国などの諸関係をこじらせることは、A S E A Nや東アジア共同体の発展にとって極めて有害な支障になっており、世界の安全・平和にとってもゆゆしき事態になっているということで、アジア諸国だけではなく、アメリカやヨーロッパ諸国の間でも大きな問題になっております。

特にその中心は、実は靖国神社がっております歴史観と戦争観であります。あの幾千万人の人たちの命を奪い、二度と繰り返してはならないと言われました戦争が、アメリカに無理やり誘導された、日本にとってやむを得ない戦争であり、正義の戦争であったという立場を、靖国神社の戦争博物館とも言われております遊就館の展示の中でされておまして、このことが今ヨーロッパやアメリカでも大きな問題として報道されております。そういう中で、日本が本当に二度とそうした誤りを繰り返さない、そして国際紛争の解決は平和的な方法によって行うということで、国連憲章や、またそれをさらに発展したものとして日本国憲法が今世界から大きく注目をされております。

特に、ヨーロッパではドイツとフランスがあの大戦の時代の歴史教科書については、双方が専門家を出し合って、長年にわたって議論を続け、研究を行いまして、共通の教科書を使うという形で和解が図られておりますが、日本と中国や韓国のそれは、とてもそんな状況ではないことは皆さんも御承知のとおりでありまして、今日のアジアの発展にとって多大な障害となっております。かつて中曽根総理も参拝したことがあります、厳しい抗議の中でやめられましたが、小泉総理は「戦没者を追悼するのが何が悪い」と、こうすることで開き直って参拝を続けておりますが、それは戦没者の追悼ということではなくて、靖国神社に内閣総理大臣として参拝することは、御本人は国会の場では「別に靖国神社の主張を認めたわけではない」と言っておりますが、そういう国連憲章や日本の憲法の精神に公然と反する主張を掲げて、それを日本の国民に広げる運動隊というのが靖国神社の使命だと言っているような状態のもとで、そのことを日本の総理大臣が行えばどういう事態になるかをお考えいただくことはたやすいことではないでしょうか。

これ以上、アジアと中国や韓国など隣国の間の緊張と摩擦をもたらさないためにも、小泉総理が慎重な対応をされるためには、やはり世論のお力添えをいただく以外にないと思ひまして、私どもは出されました請願に紹介議員として紹介させていただきます。ぜひ慎重な御判断をいただきまして、こうした我が国とアジアの平和のための課題に弥富市議会が積極的な役割を果たされることを心からお願い申し上げまして、紹介者としての請願の御説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

まず、佐藤博議員。

○1番（佐藤 博君） 私は、小泉首相に靖国参拝の中止を求める意見書提出についての請願について、宗教的立場とか政党・政派に関係なく、一国民的立場に立って賛成の討論をいた

します。この問題には多角的な判断が必要でありますので、歴史的背景と21世紀のアジアの展望の面から私の意見を述べたいと思います。

靖国神社問題は、まず心の問題であります。靖国神社には西南の役、明治維新から始まって、245万6,532柱が祭られておるのであります。日本の国のために戦った戦死者を初め自決者、処刑者であります。特にその中で問題にされるのは、東京軍事裁判で戦争犯罪者として処刑された人のみたまが合祀されていることに端を発し、総理大臣が参拝することは許されないと、特に隣国、中国・韓国等からの反発を招いていることは事実であります。

歴史的背景から申し上げますと、ポツダム宣言受諾に至る経緯等が、近隣諸国にも日本国民にもあまり知らされていないことが問題を混乱させているのであります。この経過等を簡潔に述べます。昭和18年11月27日に開催された最初の連合国首脳会談、すなわちアメリカのルーズベルト大統領、イギリスのチャーチル首相、中華民国の蒋介石総統によるカイロ会談に端を発しております。日本の敗戦が濃厚となった戦況の中で、カイロ会談で1番目には天皇制の存続問題、2番目には日本に対する軍事占領の方法、3番目には中華民国の日本に対する賠償要求問題等が協議されたのであります。当時のアメリカ国内では一般に、日本軍人は天皇と直結しているとして、天皇制を打倒することによって、再び戦争に日本人を駆り出すことのないようにしなければならないという方針が大勢でありました。しかし、日本人の天皇制についてよく理解をされていた蒋介石総統の力説によって、天皇制の存続については日本人の意志によって決することという結論に至ったのでありまして、そのために戦争の終結も早まり、戦後処理も平和的に混乱なく解決し、現在の日本の繁栄がもたらされたのであります。

終戦内閣と言われる鈴木貫太郎内閣は、軍部主導による一億玉砕を避けるため、国体の維持、すなわち天皇制問題を最優先に考え苦慮していたところ、蒋介石総統の熱意・努力によって、ポツダム宣言の中で天皇制については日本国民によって決めることが確認され、戦争に責任があるのは軍部であって天皇ではないとの基本が示され、鈴木内閣は天皇の御聖断を仰ぐこととなり、ポツダム宣言の受諾によって終戦を迎えたのであります。そのために、東京国際軍事裁判で戦争犯罪者は裁かれ、処刑もされました。その後、戦争犯罪者として処刑された方々は戦争犯罪者から戦争責任者と呼ばれることとなり、靖国神社に合祀されたのであります。

日本固有の神都である靖国神社は、宗教上一たん合祀されたみたまを分割させることはできないことになっており、政教分離の日本国憲法の問題から、靖国神社問題に政党が介入することはできなくなっておることは事実であります。ポツダム宣言受諾の終戦処理の精神からして、天皇陛下もその後靖国神社への参拝は差し控えておられます。日本の勝利を信じ、日本の国のため、日本国民のために犠牲になられた英霊に対して、また御遺族に対して哀悼

の誠をささげ、感謝の念は当然日本国民の共通の心情であります。こうした歴史的背景の中で、8月15日の終戦記念日に天皇陛下の御臨席のもと、内閣総理大臣主催の終戦記念式典がとり行われておることであり、神都である宗教的色彩による靖国神社へ国政の最高指導者である総理大臣が公然と参拝されることは、天皇陛下同様に差し控えられることが望ましいと私は考えておるのであります。

また一方で、21世紀はアジアの時代と言われており、その最大課題はE E C（ヨーロッパ経済共同体）と同様にアジア経済共同体づくりであります。私は、このアジア経済共同体構想を10年ほど前から主張し、この実現なくして21世紀のアジアの安全・安定・繁栄は望めないと考えている一人であります。アメリカ、ヨーロッパ、アジアのこの3共同体がお互いに競い合い、協力し合ってこそ、21世紀の国際的繁栄が実現するものと信じております。現在、東アジア共同体構想が議論されておりますが、アジアの大国・中国をなくしてアジアの経済共同体づくりは不可能であり、日本もその中心的役割を果たすべき立場にあることは当然のことです。こうした状況の中で、あえて日本の総理大臣がアジアの近隣諸国の反発を受けるような行為は避けるべきであり、現況の中においては靖国神社への参拝は慎んでいただきたいと、このように考える一人であります。

こうした歴史的背景、並びに21世紀のアジアの共同体づくり構想の中から、私は率直な気持ちとして、この請願についてはぜひ皆さん方に御採択をいただくよう賛成をしたいと思います。以上であります。

○議長（大原 功君） 次に、杉浦敏議員。

○12番（杉浦 敏君） すばらしい賛成討論がありました。私も、小泉首相の靖国参拝の中止を求める請願につきまして賛成討論をいたします。

日本国憲法第20条では、その冒頭で「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する」と規定し、信教の自由を無条件で認めると同時に、続けて「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、または政治上の権力を行使してはならない」と定められており、さらに「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」と政府が宗教活動にかかわることを禁止しております。にもかかわらず、国を代表する政府の最高責任者であり、みずから憲法を初め法令の遵守義務を負う小泉首相が、2001年の就任以来昨年まで5回にわたって、内外の強い批判の中、さまざまな問題を抱えた特定の宗教施設である靖国神社の参拝を強行したことは許しがたいこととあります。ちなみに、憲法上のみずから置かれた立場を重んじる立場から、そして外交関係への配慮から、昭和天皇の1975年11月の参拝以来、天皇による靖国参拝も行われておりませんが、これは至極当然のこととあります。一国の総理大臣であればなおのこと、靖国参拝が公式参拝か、あるいは私的な参拝かなどということすら問題外のことであり、戦没者への追悼、あるいは個人の内心の問題などという建前では許さ

れない、厳に慎むべき行為であります。そして、この靖国神社という宗教施設は、この意見書にもありますように、1945年までは陸軍省と海軍省が所管をし、日本軍国主義のシンボルとして戦争遂行に極めて重要な役割を果たしてまいりました。

私も、この4月に靖国神社へ行ってきました。そして、遊就館という資料の展示室を見てまいりましたが、朝鮮・台湾の植民地支配に対しても「侵略」という言葉を使わず、「植民地ではなく、他国を併合して日本領にした。そして日本と同じレベルに高めるべく同化政策をとった。そして、朝鮮や台湾の人たちに恩恵を施した」などというように、事実を大きくねじ曲げて歴史をあらわしております。このような事実をねじ曲げて宣伝するような宗教施設に対し、一国の総理が参拝することは厳に慎むべきであります。

かつての太平洋戦争では、アジア国民が2,000万人、日本の国民も300万人が死亡しておりますが、二度とこういうことが起こらないようにということで日本国憲法ができ、そしてまた国際連合を中心とする安全保障の体制ができてまいりましたが、小泉首相の靖国参拝はそういった面におきましても大きく逆行する行為であり、私はこの請願を強く指示いたします。議員の皆様におかれましても、この趣旨をよく御理解いただき、賛同していただきますようお願いを申し上げます。

○議長（大原 功君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

請願第1号は採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立6名〕

○議長（大原 功君） 起立少数と認め、よって請願第1号は不採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第44号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出の件

○議長（大原 功君） 日程第23、議案第44号を議題といたします。

本案は議員提案ですので、提出者の宇佐美肇議員に提案理由の説明を求めます。

○25番（宇佐美 肇君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第44号は、現在、消費者金融や商工ローンの多くが高金利で貸し付けが行われ、多重債務や過剰貸し付けなどによって深刻な社会問題となっているところであります。このような貸金業に対する規制強化の手だてとして、利息制限法と出資法の上限金利の間のいわゆるグレーゾーン金利を廃止することなどを強く国に求めるものです。御賛同方、よろしくお願いいたします。以上。

○議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 閉会中の継続審査の件

○議長（大原 功君） 日程第24、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 104条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申し出どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもって、平成18年第2回弥富市議会定例会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時07分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大 原 功

同 議員 栗 田 和 昌

同 議員 杉 浦 敏